

広域避難者の安定した公営住宅の確保を求める理事長声明

東日本大震災及び原発事故から4年が経過しようとしている今もなお、福島県における避難者は、県内への避難者が約7万1000名、県外への避難者は約4万5000名に及んでいる。関西広域連合（奈良県は構成団体となっていない）の平成27年1月30日の集計によると、同広域連合圏内への避難者は、宮城県、岩手県からの避難者を含め3559名ということである。復興庁発表の奈良県への避難者161名を加えると近畿地方全体の避難者は少なくとも3720名にのぼっている。

大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）が昨年4月に実施した各市町村への調査の結果によると、大阪府下の各避難者の避難元（震災・原発事故発生時における居住都県）は、福島県が296世帯、宮城県が115世帯、茨城県が43世帯、千葉県が28世帯、岩手県が21世帯、東京都が21世帯、埼玉県が5世帯、青森県が4世帯、栃木県が3世帯、群馬県が2世帯、神奈川県が1世帯であった。このように、近畿地方への避難者には、福島県・宮城県・岩手県からの避難者のみならず、関東圏・東北圏からの避難者も含まれており、これら多数の人々が遠隔地で長期にわたる避難生活を強いられているのである。

福島県が昨年1月から2月にかけて行った「福島県避難者意向調査」の調査結果においても、県外避難者のうち50.2パーセントの人が借り上げ型の応急仮設住宅に入居し、避難者の60パーセント以上の人が住まいについての不安を感じており、40パーセント以上の方が仮設住宅の入居期間の延長を求め、25パーセント以上の方が仮設住宅等の住み替えについて柔軟な対応を求めていることが明らかになった。新潟県、山形県、東京都、ホッとネットおおさかによる同様の調査においても、応急仮設住宅の無償入居期限の延長を求める声が多く寄せられている。

現在の応急仮設住宅の提供は原則として災害救助法に基づくもので、当初の入居期間は2年、その後は1年ごとの延長しか認められておらず、そのような短期間での延長によっては、被災者、避難者が復興に向けた将来の生活設計をたてられるものではない。そのため、当連合会は、昨年9月10日に、以下の意見書を発表した。

- 1 避難者に対する無償住宅供与期間を、避難者の生活再建に必要な相当期間に長期化させるとともに、1年ごとに延長するという制度を改める。
- 2 新たに避難を開始する避難者、転居する避難者、避難元に帰還する避難者に対しても必要な無償住宅支援を行う。
- 3 仮設住宅の現物支給にとどまらず、避難者の生活実態に応じ住宅確保に必要な家賃補助を含めた現金支給を積極的に取り入れる。
- 4 国の直轄事業として避難者への住宅支援を行う。

ところが、今般、大阪府は、次のような決定を行った。

- (1) 避難者に無償提供をしていた府営住宅について、関東圏・東北圏（福島県・宮城県・岩手県を除く）からの避難者については、被災自治体からみなし仮設住宅の無償提供の延長要請がないため、入居から4年を超えての延長はしない。
- (2) 福島県からの避難者については、福島県からの延長要請が平成28年3月31日までであることから、福島県から更なる延長援用要請がない限り、その後の延長はし

ない。

- (3) 岩手県、宮城県からの避難者については、入居日から5年までとし、その後はさらなる延長要請がない限り延長しない。

これは、同じく関西広域連合に加盟する鳥取県が平成27年2月に、被災自治体からの要請の有無にかかわらず、平成31年3月末まで家賃全額免除、共益費・光熱費のみ自己負担による県営住宅、職員住宅への入居延長を決めたことと対照的な結果となった。

大阪府は、上記の決定にともなって、府営住宅入居者に対して、大阪府民と同様の条件での有償入居に切り替えるか、転居するかの照会を実施している。大阪府の発表によると、大阪府営住宅の現在の避難者入居世帯は、岩手県からの避難者が4世帯、宮城県からの避難者が8世帯、福島県からの避難者が35世帯、栃木県からの避難者が1世帯、茨城県からの避難者が3世帯、千葉県からの避難者が2世帯、東京都からの避難者が1世帯とのことである。

この決定により、大阪府下の府営住宅入居の避難者のみならず、公営住宅入居の避難者には、今後住居のあてがないという強い不安の声が上がっている。また、他府県や各市町村の公営住宅の対応への波及も懸念されている。

そこで、本来は、未曾有の原発事故被害者並びに東日本大震災による避難者に対して国がしかるべき立法措置を講じて責任をもって安定的な避難先住宅を確保すべきであるが、その立法、法改正がいまだなされない現状においては、

- 1 災害救助法適用地域の各被災自治体においては、多くの避難者が放射能の健康への不安から避難を継続し生活再建の見通しが立てられない現状に鑑み、いたずらに帰還を求めるのではなく、広域避難者の受け入れ自治体に対し、応急仮設住宅の無償提供の延長要請をなすことを強く求める。
- 2 また、広域避難者を受け入れている都道府県・市町村においては、避難を余儀なくされている避難者への各自治体の役割として、被災自治体からの延長要請の有無に関わらず無償入居をさらに延長する措置を講じるよう、強く要望するものである。

2015年（平成27年）3月11日
近畿弁護士会連合会
理事長 藪野恒明